平成２８年（フ）第１２６号
静岡県浜松市中区幸２丁目１番８号　レジデンスクレマツ102号室
債務者　日比ひとみ
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
静岡県湖西市新居町新居3380番地の147
債務者　藤原　雅惠
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
静岡県袋井市豊沢1012番地の17ｔｏｙｏｓａｗａ　ｈｉｌｌ’ｓⅡ
債務者　谷越　夕子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７１９号
埼玉県北本市二ツ家１丁目333番地　ハイデンス２―725
破産者　中里　　孝
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３６号
埼玉県幸手市南２丁目３番30号
破産者　石川　　誠
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７２号
香川県仲多度郡琴平町328番地、開始決定時の住所香川県仲多度郡琴平町638番地２
破産者　獅々堀正嗣
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第４１５号
新潟市西区有明町８番１号　小針浜コンドミニアム404号
破産者　土屋　　環
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５４号
岐阜市柳津町上佐波１丁目32番地
破産者　奥田日出男
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３号
静岡県賀茂郡河津町見高2312番地の141
破産者　土屋　　優
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第３９４号
愛知県豊田市西町４丁目26番地７　エマリタス豊田301号
破産者　野田　茂男
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
兵庫県明石市魚住町清水122番地の２　Ｇティファニー203号、開始決定時の住所兵庫県明石市魚住町清水353番地の19　県住７棟406号
破産者　河合　健太
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
高知県南国市大埇甲2355番地１、開始決定時の住所高知市口細山193番地27
破産者　竹村　　剛
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１４号
鹿児島県出水市大野原町430番地　コーポエミＢ棟１号
破産者　大迫美知子
1　破産債権の届出期間　平成28年７月５日まで
2　一般調査期日　平成28年７月26日午前10時
平成28年６月14日
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第５９６号
札幌市東区北49条東16丁目６番１号
破産者　有限会社上野機工
1　破産債権の届出期間　平成28年７月13日まで
2　一般調査期日　平成28年７月20日午前10時
平成28年６月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９４８号
大阪市東淀川区淡路４丁目17番19号
破産者　仲志茂真理子
1　破産債権の届出期間　平成28年７月14日まで
2　一般調査期日　平成28年９月15日午後２時
平成28年６月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８８号
堺市北区百舌鳥梅北町３丁125番地の54
破産者　有限会社ピンシェル
1　破産債権の届出期間　平成28年７月14日まで
2　一般調査期日　平成28年８月25日午前10時30分
平成28年６月13日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７９６号
堺市北区長曽根町408番地１
破産者　溝端　郁子
1　破産債権の届出期間　平成28年７月21日まで
2　一般調査期日　平成28年９月29日午前10時30分
平成28年６月13日
大阪地方裁判所堺支部破産係